

平成31年4月26日
四国電力株式会社

取締役等を対象とした株式報酬制度の導入について

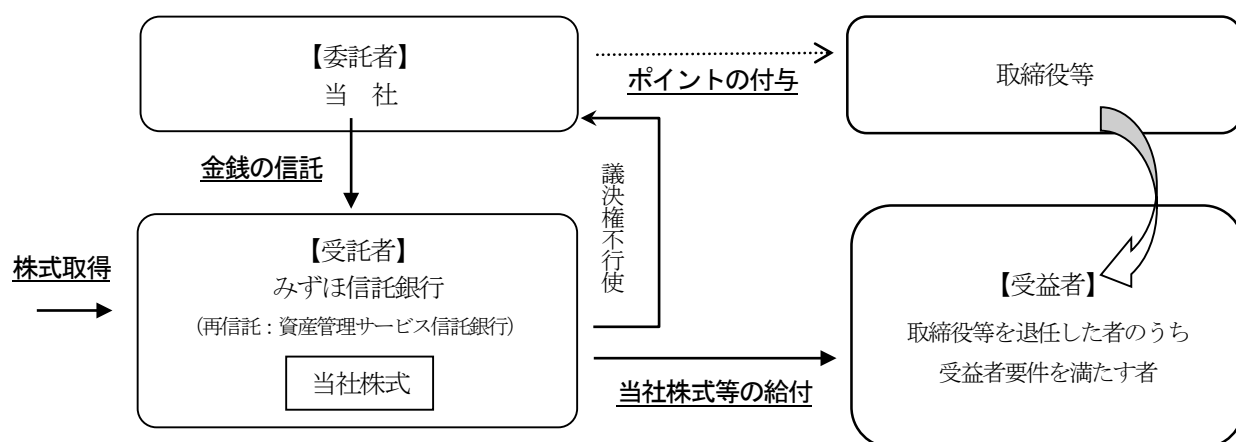
当社は、本日の取締役会において、取締役および役付執行役員（以下、取締役等）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託」（以下、本制度）を新たに導入することを決議し、本年6月26日開催の第95回定時株主総会に付議することといたしました。

本制度は、信託を通じて取得された当社株式等を、取締役等の退任時に給付する株式報酬制度です。

当社は、本制度の導入を通じ、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に努めてまいります。

<制度の概要>

対象者	取締役（社外取締役および取締役監査等委員を除く）および役付執行役員
信託期間	令和元年8月（予定）から信託が終了するまで
信託金額	210百万円（うち取締役分として160百万円）を上限として拠出 （令和元年度～3年度の3事業年度分、以降3事業年度ごとに同額を上限として拠出）
株式の取得方法	取引所での取得または自己株式引受による取得
給付株式数の算定方法	毎年、役位に応じて一定のポイントを付与 退任時までに付与されたポイント数を、1ポイントあたり当社株式1株として算定
議決権行使	信託が保有する株式については議決権を行使しない



[\[参考\] 適時開示資料「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」](#)

以上